



山形県公報

平成19年6月29日(金)
第1853号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....(障がい福祉課)...1021
- 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(同)...1022

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...1023
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....(同)...同
- 土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...同
- 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...1024
- 土地改良区の定款変更の認可.....(最上総合支庁農村計画課)...1025
- 土地改良事業施行の適当の決定.....(同)...同
- 山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....(森林課)...同
- 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日.....(村山総合支庁建設総務課)...1026
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出納局)...同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....1027

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程.....1032

### 公 告

- 一般競争入札の公告.....(出納局)...1033

### 正 誤

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第82号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第4号の2の2（裏）及び別記様式第4号の3中「10万円」を「16万円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第83号

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）を次のように改正する。  
別記様式第4号中「2万円」を「33,000円」に、「20万円」を「235,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地                 | 指定年月日      |
|-------------------|----------------------------|------------|
| 大 塚 医 院           | 南陽市赤湯393番地                 | 平成19. 4. 1 |
| 横 山 小 児 科 医 院     | 山形市荒楯町二丁目20番21号            | 同 5. 1     |
| 木 の 実 町 診 療 所     | 同 木の実町 9 番52号木の実マンション205号室 | 同          |
| ヤ マ ニ 歯 科 医 院     | 酒田市本町一丁目5番12号              | 同          |
| い が ら し ク リ ニ ッ ク | 天童市東長岡二丁目8番8号              | 同          |

## 山形県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|---------------|-----------------|-------------|
| 大 塚 医 院       | 南陽市赤湯393番地      | 平成19. 3. 31 |
| 横 山 小 児 科 医 院 | 山形市荒楯町二丁目20番21号 | 同 4. 30     |

|           |                            |        |
|-----------|----------------------------|--------|
| 木の实町診療所   | 同 木の实町 9 番52号木の实マンション205号室 | 同      |
| いがらしクリニック | 天童市東長岡二丁目 8 番 8 号          | 同      |
| ヤマニ歯科医院   | 酒田市上本町 5 番24号              | 同      |
| 雨森歯科医院    | 同 東中の口町 5 番21号             | 同 5.22 |

山形県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日      |
|--------------|--------------------------------|--------------------|------------|
| ケアセンターとこしえ陵南 | 小規模多機能型居宅介護                    | 寒河江市内の袋一丁目 2 番地の12 | 平成19. 6. 1 |
| もも太郎さん（南四番町） | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 山形市南四番町 5 番 6 号    | 同 6. 4     |

山形県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
明幸園ヘルパーステーション  
天童市大字矢野目150番地
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地            |               | 変更年月日      |
|-----------------------|---------------|------------|
| 変更前                   | 変更後           |            |
| 天童市東本町一丁目 9 番20号コアビル内 | 天童市大字矢野目150番地 | 平成19. 4. 1 |

山形県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所             |
|----------|-------|-----------------|
| 理 事      | 高 橋 久 | 北村山郡大石田町大字横山466 |

|   |         |   |               |
|---|---------|---|---------------|
| 同 | 片 桐 誠 一 | 同 | 大字田沢2283 - 73 |
| 同 | 小 内 英 徳 | 同 | 大字横山768       |
| 同 | 森 二 郎   | 同 | 大字田沢1724 - 67 |
| 同 | 木 村 和 夫 | 同 | 大字横山259 - 1   |
| 同 | 西 川 孝 士 | 同 | 村山市大字富並3887   |
| 同 | 矢 作 武 夫 | 同 | 4686 - 1      |
| 同 | 阿 部 作 雄 | 同 | 2230          |
| 同 | 大 室 栄 一 | 同 | 3728          |
| 同 | 高 橋 富 男 | 同 | 708           |

## 山形県告示第685号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 高 橋 久   | 北村山郡大石田町大字横山466   |
| 同        | 小 内 英 徳 | 同 768             |
| 同        | 木 村 和 夫 | 同 259 - 1         |
| 同        | 森 二 郎   | 同 大字田沢1724 - 67   |
| 同        | 井 上 重 美 | 同 1927            |
| 同        | 西 川 孝 士 | 同 村山市大字富並3887     |
| 同        | 矢 作 武 夫 | 同 4686 - 1        |
| 同        | 阿 部 作 雄 | 同 2230            |
| 同        | 高 橋 富 男 | 同 708             |
| 同        | 大 場 耕 一 | 同 1577            |
| 監 事      | 高 橋 宏 明 | 同 北村山郡大石田町大字田沢848 |

|   |      |             |
|---|------|-------------|
| 同 | 大室栄一 | 村山市大字富並3728 |
| 同 | 大場繁  | 同 889       |

## 山形県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年6月29日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
新庄市鶴の子土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字本合海172番地
- 3 認可年月日  
平成19年6月20日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第687号

最上町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった新規土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成19年6月20日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月29日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（堺田地区）
- 2 縦覧に供する場所  
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成19年6月29日から同年7月30日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第688号

山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月29日

山形県知事 齋藤 弘

山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和42年9月県告示第879号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に改める。

別記様式第6号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「山形県出納長 氏 名殿」を「山形県会計管理者 殿」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第689号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間          | 休業日                                                                        |
|-----------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 屋外プール     | 午前10時から午後6時まで | 7月の第3土曜日から8月の第3月曜日の前日までの日以外の日。<br>ただし、平成19年においては7月の第2土曜日から8月の第4日曜日までの日以外の日 |

## 2 適用期間

平成19年7月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 久保桜線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長           |
|-----------------------------------|------|------------------|---------------|
| 長井市小出字南一382番地1から<br>同 あら町2497番地まで | 旧    | 35.0メートル<br>16.0 | メートル<br>1,343 |
| 長井市小出字南一382番地1から<br>同 382番地3まで    | 新    | 35.0メートル<br>18.0 | メートル<br>11    |

## 山形県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年6月29日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 久保桜線

2 供用開始の区間 長井市小出字二重坂3210番1から  
同 字南一382番地3まで

## 3 供用開始の期日 平成19年7月1日

## 山形県告示第692号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名     | 住所            | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日      |
|--------|---------------|------------|------------|
| 鈴木 正太郎 | 山形市宮町一丁目7番21号 | 同 左        | 平成19. 5.31 |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14 - 4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

山形県人事委員会

委員長 小 野 勝

別表第1山形市市長部局の項中「及び管財課」を削り、「及び行政管理課」を「、行政管理課及び管財課（財産管理に関する事務を担当するものを除く。）」に、

|                                                                                                           |        |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|
| 福祉文化センター                                                                                                  | 所長     | を  |
| 福祉文化センター                                                                                                  | 所長、副所長 | に、 |
| 館長、副館長、事務局長、次長、課長、室長、課長補佐（管理課に置くもの限る。）<br>職員係長、診療部長、診療技術部長、薬局長、看護部長、技師長、副看護部長                             |        | を  |
| 館長、副館長、事務局長、次長、課長、室長、副参事（医事経営課に置くものに限る。）<br>課長補佐（管理課に置くもの限る。）職員係長、診療部長、診療技術部長、<br>薬局長、看護部長、技師長、副看護部長、看護師長 |        | に、 |
| 浄化センター                                                                                                    | 所長     | を  |
| 浄化センター                                                                                                    | 所長、副所長 | に、 |
| 市民会館                                                                                                      | 館長     | を  |
| 市民会館                                                                                                      | 館長、副館長 | に、 |
| 保健センター                                                                                                    | 所長     | を  |
| 保健センター                                                                                                    | 所長、副所長 | に、 |

「

|       |    |
|-------|----|
| 山形テルサ | 館長 |
|-------|----|

」を  
 「

|          |    |
|----------|----|
| 山形テルサ    | 館長 |
| 国際交流センター | 所長 |

」に改め、同表山形市会計課

の項中 「

|              |
|--------------|
| 出納次長、課長、課長補佐 |
|--------------|

」を 「

|                   |
|-------------------|
| 会計管理者、課長、副参事、課長補佐 |
|-------------------|

」に改め、同  
 表山形市教育委員会事務局の項中

「

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 事務長( 榎沢公民館、大郷公民館、明治公民館及び山寺公民館に置くものを除く。) |
|-----------------------------------------|

」を  
 「

|     |
|-----|
| 事務長 |
|-----|

」に、  
 「

|           |
|-----------|
| 校長、教頭、事務長 |
|-----------|

」を  
 「

|                |
|----------------|
| 校長、教頭、事務長、事務次長 |
|----------------|

」に改め、同表鶴岡市市長部

局の項中「部付主幹及び」及び「、市長公室長」を削り、「職員主査」を「課長補佐(職員課に置くものに限る。)  
 職員主査」に、

「

|            |    |
|------------|----|
| 地域包括支援センター | 所長 |
|------------|----|

」を  
 「

|            |       |
|------------|-------|
| 地域包括支援センター | 所長、主幹 |
|------------|-------|

」に改め、同表鶴岡市会計課

の項中「出納参事、」を削り、同表酒田市市長部局の項中、

「

|     |       |
|-----|-------|
| 松林荘 | 荘長、主幹 |
|-----|-------|

」を  
 「

|     |    |
|-----|----|
| 松林荘 | 荘長 |
|-----|----|

」に改め、同表酒田市会計課

の項中 「

|    |
|----|
| 課長 |
|----|

」を 「

|          |
|----------|
| 会計管理者、課長 |
|----------|

」に改め、同表監査委員事務局の項中

「

|      |
|------|
| 事務局長 |
|------|

」を 「

|         |
|---------|
| 事務局長、次長 |
|---------|

」に改め、同表新庄市会計課の項中 「

|    |
|----|
| 課長 |
|----|

」を

「

|          |
|----------|
| 会計管理者、課長 |
|----------|

」に改め、同表寒河江市市長部局の項中「課長補佐(総務課に置くもの)」を「課長補佐(総

務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの及び秘書に関する事務を担当するもの」に、同表寒河江  
 市教育委員会事務局の項中「主幹」を「室長、主幹」に改め、同表上山市市長部局の項中「人事に関する事務を担当



当するもの」を「人事に関する事務を担当するもの、秘書に関する事務を担当するもの」に、「秘書」を「職員の人事」に改め、「主査(庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するものに限る。)」を削り、同表上山市

会計課の項中 「課長」 を 「会計管理者、課長」 に改め、同表上山市監査委員事務局の項中

「局長」 を 「事務局長」 に改め、同表村山市市長部局の項中「総務政策課」を「総務課」に改め、

「市民会館」 館長 を削り、同表村山市の項中

「教育委員会事務局」 教育長、課長 を

「会計課」 会計管理者、課長  
「教育委員会事務局」 教育長、課長 に改め、同表長井市市長部

局の項中「課長」を「課長、室長」に改め、同表長井市会計課の項中

「課長」 を 「会計管理者、課長」 に改め、同表東根市会計課の項中 「課長」 を

「会計管理者、課長」 に改め、同表尾花沢市会計課の項中 「課長」 を

「会計管理者、課長」 に改め、同表南陽市市長部局の項中「課長」を「課長、主幹(政策主幹を除く)」に改め、

同表南陽市会計課の項中 「課長」 を 「会計管理者、課長」 に改め、同表山辺町の項中

「教育委員会事務局」 教育長、課長 を

「会計課」 会計管理者  
「教育委員会事務局」 教育長、課長 に改め、同表中山町の項中

「教育委員会事務局」 教育長、課長 を

「会計課」 会計管理者、課長  
「教育委員会事務局」 教育長、課長 に改め、同表河北町会計課

の項中 「課長」 を 「会計管理者、課長」 に改め、同表西川町町長部局の項中「総看護長」を「総看護師長」に改め、同表西川町の項中

|          |          |              |
|----------|----------|--------------|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   | を            |
| 出納室      | 会計管理者、室長 |              |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   | に改め、同表朝日町町長部 |
|          |          |              |

局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表朝日町出納室の項中「室長」を「会計管理者、室長」に改め、同表大江町出納室の項中「室長」を「会計管理者、室長」に改め、同表大石田町町長部局の項中「、室長、所長」を削り、同表大石田町の項中

|          |          |              |
|----------|----------|--------------|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   | を            |
| 出納室      | 会計管理者、室長 |              |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   | に改め、同表金山町出納室 |
|          |          |              |

の項中「室長」を「会計管理者、室長」に改め、同表最上町町長部局の項中

|        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| 幼児センター | 事務局長         | を          |
| 病院     | 院長、事務長、総看護師長 |            |
| 病院     | 院長、事務長、総看護師長 | に、同表最上町の項中 |
|        |              |            |

|          |                  |   |
|----------|------------------|---|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長、生涯学習主幹、室長 | を |
| 学校給食センター | 所長               |   |

|          |               |              |
|----------|---------------|--------------|
| 会計課      | 会計管理者         | に改め、同表舟形町の項中 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長、生涯学習主幹 |              |
| 学校給食センター | 所長            |              |
| 幼児センター   | 事務局長          |              |

|       |      |
|-------|------|
| 議会事務局 | 事務局長 |
| 町長部局  | 課長   |

を

|      |          |
|------|----------|
| 町長部局 | 課長       |
| 会計室  | 会計管理者、室長 |

に改め、同表真室川町町長

部局の項中「、室長」を削り、同表真室川町の項中

|          |        |
|----------|--------|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長 |
|----------|--------|

を

|          |          |
|----------|----------|
| 出納室      | 会計管理者、室長 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   |

に改め、同表大蔵村の項中

|      |    |
|------|----|
| 村長部局 | 課長 |
|------|----|

を

|      |       |
|------|-------|
| 村長部局 | 課長    |
| 診療所  | 所長    |
| 会計室  | 会計管理者 |

に改め、同表鮭川村村長部

局の項中「室長、保育所長」を「主幹」に改め、同表鮭川村の項中

|          |           |
|----------|-----------|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長、主幹 |
|----------|-----------|

を

|          |          |
|----------|----------|
| 出納室      | 会計管理者、室長 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   |

に改め、同表戸沢村村長部

局の項中「、主幹」を削り、同表戸沢村の項中

|          |        |
|----------|--------|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長 |
|----------|--------|

を

|          |          |
|----------|----------|
| 出納室      | 会計管理者、室長 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長   |

に改め、同表高畠町町長部

局の項中「課長」を「会計管理者、課長」に改め、同表川西町町長部局の項中「、室長」を削り、同表川西町出納検査課の項中「課長」を「会計管理者、課長」に改め、同表川西町教育委員会事務局の項中「、室長」を削り、同表小国町町長部局の項中「課長、主幹」を「会計管理者、課長」に改め、同表白鷹町教育委員会事務局の項中「教

育次長」を「主幹」に改め、同表飯豊町町長部局の項中「課長」を「会計管理者、課長」に改め、同表三川町の項

|   |      |      |   |
|---|------|------|---|
| 中 | 町長部局 | 課長   | を |
|   | 収入役室 | 出納主幹 |   |

|      |          |              |
|------|----------|--------------|
| 町長部局 | 会計管理者、課長 | に改め、同表庄内町の項中 |
|------|----------|--------------|

|          |        |   |
|----------|--------|---|
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長 | を |
|----------|--------|---|

|          |        |              |
|----------|--------|--------------|
| 会計室      | 会計管理者  | に改め、同表遊佐町町長部 |
| 教育委員会事務局 | 教育長、課長 |              |

局の項中「主幹、」を削り、同表遊佐町教育委員会事務局の項中「、課長」を削る。

別表第2 山形県後期高齢者医療広域連合の項中

|         |            |   |
|---------|------------|---|
| 広域連合長部局 | 事務局長、事務局次長 | を |
|---------|------------|---|

|         |               |       |
|---------|---------------|-------|
| 広域連合長部局 | 事務局長、事務局次長、課長 | に改める。 |
| 会計室     | 会計管理者、室長      |       |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**病院事業局関係**

規 程

山形県病院事業管理規程第12号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 6月29日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年 3月県病院事業管理規程第 3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|                   |        |        |   |
|-------------------|--------|--------|---|
| 新生児先天性代謝異常検査検体採取料 | 1 回につき | 3,000円 | を |
| 人工授精料             | 1 回につき | 5,780円 |   |

|        |       |        |         |
|--------|-------|--------|---------|
| HPV検査料 | 基本検査料 | 1 回につき | 5,250円  |
|        | 精密検査料 | 1 回につき | 19,950円 |

|                   |          |       |         |       |
|-------------------|----------|-------|---------|-------|
| 新生児先天性代謝異常検査検体採取料 |          | 1回につき | 3,000円  | に、    |
| 胎児染色体検査料（羊水穿刺法）   |          | 1回につき | 69,300円 |       |
| 人工授精料             | 精子濃縮法の場合 | 1回につき | 18,900円 | 」     |
|                   | 上記以外の場合  | 1回につき | 5,780円  |       |
| 「 胚移植料            |          | 1回につき | 21,000円 | を     |
| 「 胚移植料            |          | 1回につき | 21,000円 | に改める。 |
| ケミカルピーリング         |          | 1回につき | 5,250円  |       |

## 附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロ - タリ除雪車等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）  
 (2) 日 時 平成19年8月9日（木）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
 イ ロータリ除雪車 7台  
 ロ 除雪ド - ザ 3台  
 ハ 小型除雪車 8台  
 (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。  
 (3) 納入期限 平成19年11月20日（火）  
 (4) 納入場所 入札説明書による。  
 (5) 入札方法 (1)のイからハまでごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
 (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。  
 (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
 (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフタ - サ - ビス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年 3 月県規則第 9 号) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに 3 の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作仕様書その他必要な書類 (以下「申請書等」という。) を平成19年 7 月23日 (月) 午前11時までに契約事務を担当する部局等に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例 (昭和39年 3 月県条例第 6 号) 第 3 条の規定により議会の議決を要する場合がある。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Rotary Snow Remover Quantity : 7  
Snow Removing Wheel Type Loader Quantity : 3  
Compact Snow Remover Quantity : 8
- (2) Time-limit for tender : 10:00A.M. August 9, 2007
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

|            |            |     |       |              |      |
|------------|------------|-----|-------|--------------|------|
|            |            |     | 正     | 誤            |      |
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤            | 正    |
| 平成19. 4. 1 | 号外( 21 )   | 2   | 下から13 | 「<br>次長<br>」 | 「次長」 |
| 同          | 同          | 同   | 同     | 「<br>局長<br>」 | 「局長」 |